

地方税法改正に伴う平成31年度市民税・県民税改正の概要

改正前

配偶者控除

配偶者の合計所得金額 380,000円以下	納税者本人の合計所得金額 制限なし
一般の配偶者	330,000円
老人の配偶者(※)	380,000円

※ 課税年度の前年12月31日時点で70歳以上の配偶者が対象

改正後

配偶者の合計所得金額 380,000円以下	納税者本人の合計所得金額			
	9,000,000円以下	9,000,001円～ 9,500,000円	9,500,001円～ 10,000,000円	10,000,001円～
一般の配偶者	330,000円	220,000円	110,000円	0円
老人の配偶者	380,000円	260,000円	130,000円	

配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額 ～10,000,000円
380,001円～449,999円	330,000円
450,000円～499,999円	310,000円
500,000円～549,999円	260,000円
550,000円～599,999円	210,000円
600,000円～649,999円	160,000円
650,000円～699,999円	110,000円
700,000円～749,999円	60,000円
750,000円～799,999円	30,000円
760,000円～	0円

配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額			
	9,000,000円以下	9,000,001円～ 9,500,000円	9,500,001円～ 10,000,000円	10,000,001円～
380,001円～900,000円	330,000円	220,000円	110,000円	0円
900,001円～950,000円	310,000円	210,000円	110,000円	
950,001円～1,000,000円	260,000円	180,000円	90,000円	
1,000,001円～1,050,000円	210,000円	140,000円	70,000円	
1,050,001円～1,100,000円	160,000円	110,000円	60,000円	
1,100,001円～1,150,000円	110,000円	80,000円	40,000円	
1,150,001円～1,200,000円	60,000円	40,000円	20,000円	
1,200,001円～1,230,000円	30,000円	20,000円	10,000円	
1,230,001円～	0円	0円	0円	

※ 合計所得金額とは、損益通算後、純損失・雑損失などの繰越控除をする前の総所得、山林所得、退職所得、土地建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得等、先物取引に係る雑所得等の合計のことです。

※ 配偶者控除について、配偶者の要件は、従来通り合計所得金額380,000円以下であり、変更はありません。